

令和3年5月31日新潟市告示第419号

新潟市食品営業で使用する水の衛生管理要綱

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第1項で規定された営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準のうち、同令別表第17第4イの飲用に適する水の基準は、新潟県が定める基準の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。